

平成29年11月 1日

受注者の皆様

技術監理局技術部検査課

提出書類における受注者押印の見直しについて(通知)

日頃より本市公共工事の検査業務に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、標記の件について、現場代理人の業務負担軽減を目的とし、工事関係提出書類における受注者の押印について、下記のとおり取り扱います。

記

1 現場代理人の記名押印で認められる書類

提出書類名	今回の変更
安全・訓練等の活動(計画・報告)書	○
舗装高計画図の承諾願	○
アスファルト合材の使用願	○
レディーミクストコンクリートの使用願(報告)	○
工事材料使用願	○
交通誘導警備員配置報告書	○
現場代理人・主任技術者等資格等届出書	
コンクリート中の塩分測定表	
工事現場におけるシンナー等の取扱状況に関する報告書	

○：今回の変更で代表者または現場代理人の記名押印を認めるもの

2 施行日

本通知以降に適用する。

3 問合せ先

技術監理局技術部検査課

尾関、下島(内線：2038)